

下田市学校給食用物資納入業者登録取扱要綱

(趣旨)

第1条 下田市立学校給食センターにおける学校給食用物資の安定的な供給及び品質の確保を図るため、学校給食用物資納入業者の登録（以下「登録」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録期間及び受付期間)

第2条 登録の有効期間（以下「登録期間」という。）は、4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。

2 登録の申請の受付期間は、11月1日から11月30日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育長が特に認めたときは、前項の受付期間後においても登録の申請を受け付けることができる。この場合の登録期間は、登録日（第6条第1項の規定により登録を決定した日をいう。）から第1項に規定する登録期間の末日までとする。

(登録要件)

第3条 登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、静岡県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有し、かつ、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 法令遵守等

ア 学校給食の目的を理解していること。

イ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令を遵守していること。

ウ 市町村税の納税義務がある場合は、その滞納がないこと。

エ 申請者又は役員等が暴力団員等（下田市暴力団排除条例（平成23年下田市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当せず、又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 品質管理

ア 倉庫、冷蔵・冷凍設備、配送車両その他衛生管理上必要な設備を有していること。

イ 従業員の健康管理を適切に実施していること。

ウ 学校給食衛生管理基準及び該当する業種のHACCPに沿った衛生管理を実施していること。

エ 食品衛生監視票の点数が、原則80点以上であること。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りでない。

オ 納品物資の製造工程、産地、加工地、賞味期限、栄養成分、アレルギー等について確認できる書類を提出できること。

(3) 供給能力

ア 必要数量を確実に供給できること。

イ 指定日時に納品できること。

ウ 不良品は速やかに交換できること。

(登録申請)

第4条 申請者は、第2条第2項の受付期間に次に掲げる書類を教育長に提出しなければ

ならない。

- (1) 下田市学校給食用物資納入業者登録（変更登録）申請書兼誓約書（様式第1号）
- (2) 本店又は主たる事業所の所在地の市町村税の納税証明書（発行後3か月以内のもの）
- (3) 食品衛生監視票の写し（発行後1年以内のもの）
- (4) 食品衛生監視専門班監視指導表（営業者用）の写し（発行後1年以内のもの）
- (5) 教育長が必要と認める品目を取り扱う業者にあつては、納品予定食材の栄養成分、アレルギー、細菌検査結果その他教育長が必要と認める事項が確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類
（募集）

第5条 市ホームページその他適切な方法により登録の募集を行うものとする。

（登録）

第6条 教育長は、審査の結果適当と認める者を登録業者として登録する。

- 2 教育長は、前項の規定により登録したときは、下田市学校給食用物資納入業者登録通知書（様式第2号）を交付する。
- 3 教育長は、過去の登録期間中に第8条各号のいずれかに該当し、その後も改善が認められない者については、登録しないことができる。

（登録事項の変更等）

第7条 登録業者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに学校給食用物資納入業者登録（変更登録）申請書兼誓約書（様式第1号）及び変更内容を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

- 2 登録期間中に辞退する場合は、原則として辞退する日の2か月前までに教育長へその旨を書面により届け出なければならない。

（登録の取消し）

第8条 教育長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) 発注を受けたにもかかわらず、正当な理由なく、発注を受けた物資を指定された数量、日時又は場所に納入しなかったとき。
- (3) 法令又は監督機関の命令により営業停止等の処分を受けたとき。
- (4) 第3条各号に規定する要件に違反し、学校給食の運営を著しく妨げたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録業者として不適当と認められるとき。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月6日から施行する。